

しんりんこしょうかんきょうぜい 森林湖沼環境税

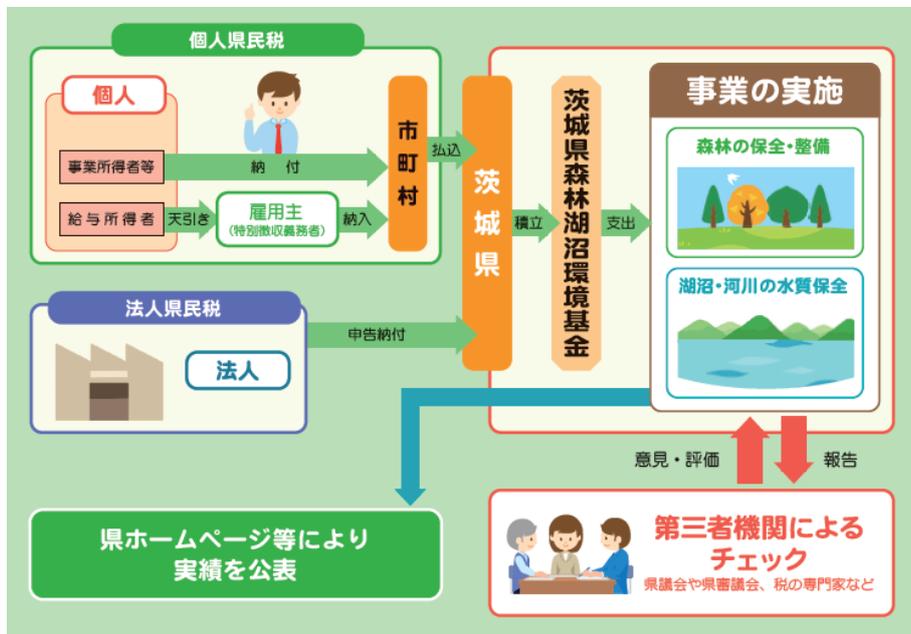
茨城県の豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため、平成20（2008）年度から森林湖沼環境税を活用し、森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全に努めています。県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

森林湖沼環境税のしくみ

納める人	茨城県内に住所等がある個人※	茨城県内に事務所等がある法人
納める額	1,000円／年	県民税均等割額の10％／年
納める期間	平成20（2008）年度から令和8（2026）年度まで	

- ※個人県民税均等割を納める人と同じです。
 次の方は、個人県民税均等割が課税されないため、森林湖沼環境税も課税されません。
- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ② 前年中の合計所得金額が市町村条例で定める金額以下の方
 - ③ 前年中の合計所得金額が135万円以下の障害者、未成年者、ひとり親・寡婦の方

納税から事業実施までの流れ



森林湖沼環境税に関するお問い合わせ先

- | | | |
|----------------------|-------------|-----------------|
| 税のしくみに関すること | 県税務課 | 電話 029-301-2418 |
| 税の使いみちに関すること (森林) | 県林政課森づくり推進室 | 電話 029-301-4021 |
| 税の使いみちに関すること (湖沼・河川) | 県環境対策課水環境室 | 電話 029-301-2968 |

専用ホームページはこちら → <https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/rinsei/shinkozei/>

